

発議第1号

流山市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成24年2月16日提出

提出者

議会運営委員会委員長 松尾 澄子

提案理由 質問について、一問一答制とすることに伴い、所要の改正を行うものである。

流山市議会会議規則の一部を改正する規則

流山市議会会議規則（昭和42年6月26日議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第64条中「第56条（質疑の回数）及び」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。